

# 平成24年度決算を審査

## 一般会計及び6特別会計決算を認定

今定例会では、市長から平成24年度の一般会計及び6特別会計決算の認定議案が提出されました。

「決算特別委員会」という。を設置し、これらの審査を付託しました。

### 決算特別委員会の設置

議会は、9月13日の本会議において、各会派から選出された委員10名からなる平成24年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会（以下



決算特別委員会委員

### 決算特別委員会委員

委員長	高橋 浩司 (鎌倉プロジェクトの会)
副委員長	岡田 和則 (公正・公平・透明な政治を実現する会 鎌倉)
委員	河村 琢磨 (みんなの鎌倉)
	西岡 幸子 (公明党鎌倉市議会議員団)
	池田 実 (鎌倉みらい)
	渡辺 隆 (みんなの鎌倉)
	三宅 真里 (神奈川ネットワーク運動・鎌倉)
	渡邊 昌一郎 (自由民主党鎌倉市議会議員団)
	小野田 康成 (鎌倉プロジェクトの会)
	吉岡 和江 (日本共産党鎌倉市議会議員団)

## 陳情の議決結果

次の3件の陳情を総員の賛成により採択しました。

「障害者ホーム入居者に対する市独自の家賃補助」についての陳情

「陳情の要旨」障害者のグループホームやケアホームの入居している。また2020年の東京オリンピック開催も決まり、スポーツ振興に向けた機運が高まっている中、本市においてもさらなる振興のために、施設建設に向けた基金積み立ての再開及び振興策検討のための委員会の設立を要望する。

その後、6会派から討論として決算議案に対する賛否の意見が表明され、引き続き採決を行った結果、一般会計決算を多数の賛成により認定、下水道事業外5件の特別会計決算を総員の賛成により採択しました。

### 決算特別委員会での審査

決算特別委員会では、9月24日、25日、27日、30日、10月1日の5日間にわたり、予算審査における議会の指摘事項の反映状況や、総合計画、実施計画の進捗状況などを中心に、担当部課への質疑を行い、重要課題については市長に出席を求め、その見解をたてました。

審査後、採決を行い、一般会計決算は多数の賛成により認定。下水道事業、大船駅東口市街地再開発事業、国民健康保険事業、公共用地先行取得事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業特別会計決算は総員の賛成により認定しました。

### 〇ごみ処理のあり方について

本市のごみ処理については、ゼロ・ウェイストの理念を貫いて、ごみは燃やさず埋め立てないという立場を基本とされていることから、原点に立ち

### 〇伝統的工芸品としての鎌倉彫

伝統工芸品としての鎌倉彫を未来に継承するためには、後継者の育成が必要であり、また、郷土愛の精神を醸成するためにも、子供たちに鎌倉彫製作を体験してもらえよう。また、郷土愛の精神を醸成するためにも、子供たちに鎌倉彫製作を体験してもらえよう。また、郷土愛の精神を醸成するためにも、子供たちに鎌倉彫製作を体験してもらえよう。

### 〇総合体育施設の建設について

総合グラウンド及び体育館の建設は、かねてより市民からの強い要望があり、関連する陳情を本市議会として採択

# 可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

## 地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

- 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
  - 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増大など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
  - 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
  - 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
  - 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
  - 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
- 地方税財源の充実確保等について
  - 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5:5」とすること。
  - 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
  - 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
  - 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
  - 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
  - ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
  - 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策と税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

平成25年10月3日

鎌倉市議会

## 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求めることに関する意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要な課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量により確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、その用途は、CO2排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うことと方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされることといった事態が生じている。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。よって、国及び政府に対し、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命・財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による取組の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月3日

鎌倉市議会

# 可決した決議

議会は9月13日及び10月3日の本会議において、次の決議を行いました。

## 松尾市長に対する問責決議

去る平成25年4月24日、鎌倉市議会が鎌倉市民からの負託を受けた直後に、松尾市長は、市議会議員の議会内の発言について、「市から議会に対して懲罰を求めることが可能か」と総務部に命じ、公費負担の市の顧問弁護士に懲罰を要求する可否を相談させた。そもそも市の顧問弁護士は行政執行事務に係る相談を目的に設置されており、当該支出は好ましい行為ではなかったと監査委員も認めるところであり、職員に不要かつ不正な支出を強いたことは行政の長としての資質を疑わざるを得ない。

また、市長の当該行為は、市議会議員の議会内における自由闊達な議論を大きく委縮させ、議会の自立権を侵害し、市と議会間の信頼関係を一方的に失墜させるものである。市長の行動は、我々鎌倉市民が過去より培ってきた鎌倉市における議会制民主主義を冒瀆し、民主主義の根幹を揺るがす許されざる行為である。よって、本市議会は松尾市長の責任をここに問い、猛省を強く求める。

以上、決議する。

平成25年9月13日

鎌倉市議会

## 家庭系ごみの戸別収集・有料化全市実施の計画を見合わせることを求めることに関する決議

現在、鎌倉市では平成26年7月から家庭系ごみの戸別収集・有料化を実施すべく市内各地で説明会を実施している。

その理由は、鎌倉市のリサイクル率は全国トップレベルの水準であっても、一人当たりのごみ排出量は、県下の中でもまだ多く、今後も発生抑制・再使用に取り組み、環境負荷の低減やごみ処理経費の削減が重要であること、一方、今泉クリーンセンターは平成27年3月末で焼却を停止することから、平成23年6月に「ごみ処理基本計画」を見直し、減量に取り組んだ結果、ごみ焼却量は平成24年度末には約4万トンから約3万8,000トンまで減量したが、名越クリーンセンターで焼却可能な3万トン以下にするにはあと8,000トンの減量が必要であること、平成26年7月から戸別収集・有料化を導入するというものである。そして有料化については、ごみを減らそうという意識が働き、戸別収集については、ごみの排出者責任を明確にすることで減量が確実にできるとなり、クリーンステーション周辺の美化や、高齢者や子育て世帯のごみ出しの負担軽減につながるものとしている。しかし、市の説明によれば、クリーンステーションでの回収を望む自治体・町内会があるため、選択制が可能かどうかを検討しようとしているとのこと、指定収集袋を使わず排出者が特定されない違法ごみをなくしようという戸別収集の意義を鎌倉市自身が早くも崩そうとしている。

また戸別収集・有料化による経費については、クリーンステーション収集から戸別収集に切りかえた場合の経費5億2,000万円と有料化による歳入等4億4,800万円の差額で、年間約7,000万円の費用の増加で済むとしているが、戸別収集にかかる経費も有料化による歳入も、いずれも市民が支払う税金や負担金によるものである。ごみの戸別収集・有料化はごみ減量化にはある程度の効果も考えられるが、かなりの市民の努力がなければ、目標とする8,000トンのうちの3,500トンの減量を達成することはできない。

ところが市長は、市民への説明会を開催している一方、本年8月20日、生活環境整備審議会に対して鎌倉市ごみ焼却施設基本計画の策定について、新たな焼却施設の建設についての諮問を行った。さらには8月22日、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会に対して鎌倉市の最適な資源化のあり方について諮問を行った。特に鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会に対しては、これまでのマテリアルリサイクルに加えて、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用するサーマルリサイクルの視点からも検討していくことが必要として諮問している。仮にサーマルリサイクル方式を採用した場合、大量の焼却物を確保しなければ効率的なエネルギー回収は困難で、市民によるごみの分別が無駄になる可能性が高く、分別の徹底によるごみ減量を呼びかけているこれまでの市の姿勢とも矛盾する。

鎌倉市は平成25年12月定例会において、家庭系ごみの戸別収集・有料化実施に係る条例改正を準備しているとのことであるが、このような状況の中で、市民に対し家庭系ごみの戸別収集・有料化を求めることは、大きな混乱と不信を招く事態になることは明らかである。よって、鎌倉市議会は、新焼却炉建設用地選定と焼却方式の見直しも決まらない段階での家庭系ごみの戸別収集・有料化は実施すべきでないことを鎌倉市に強く求めるものである。以上、決議する。

平成25年10月3日

鎌倉市議会

# 鎌倉市議会からのお知らせ

- ◇かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内  
「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版（収録テープ）と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。
- ◇請願・陳情の出し方  
市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査、期限を過ぎての提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局  
議事調査担当  
電話：0467(23)3000 内線2448  
FAX：0467(23)5825  
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

## 本会議・委員会映像公開中です！

鎌倉市議会では、本会議及び各常任委員会等について生中継を行っています（録画映像も見ることができます）。

## 鎌倉市議会ホームページはこちら！

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/>

または、

検索